

## 第4章 『環』の公共事業行動計画

～自然と環境に優しい公共事業の推進方策～

### 1 背景と経緯

京都府では、15年12月に、人と自然が共生する環境共生型の地域社会を築いていく上で、公共事業がどのような役割を果たし得るかという観点から、府民や専門家の意見をもとに、府の公共事業の推進方策の基本的な考え方と具体的な施策展開の方向を示す「『環』の公共事業行動計画～自然と環境に優しい公共事業の推進方策～」を策定しました。

### 2 『環』の公共事業行動計画策定の趣旨

公共事業は、国土の保全や社会資本の整備を通じて、府民生活の安心・安全の確保、快適性・利便性の向上、さらに地域経済の活性化や雇用の維持などに重要な役割を果たしています。しかし、その一方で、公共事業によってもたらされる環境への負荷の増大、生態系の破壊、地域の文化や生活と一体となって生まれ継承されてきた景観の画一化などの懸念が指摘されています。

こうした状況を踏まえ、この行動計画では、公共事業によって生じる環境への影響を低減するだけでなく、失われた自然環境や地域固有の景観を再生・復元したり、持続可能な循環型社会のための基盤づくりを推進するという観点から、これからの府の公共事業の推進方策を明らかにしようとするものです。

### 3 現状と課題

公共事業は民間の事業に比べて一般的に規模が大きいため、水や大気、土壌、森林など自然環境に及ぼす影響も相対的に大きいと考えられます。

また、特に道路、河川、砂防、治山、ほ場整備などの公共事業は、事業の実施場所が野生動植物の生息・生育空間と重なり合っている場合が多く、その生態系に与える影響も考慮していく必要があります。

さらに、公共事業は、自然環境や生態系そのものに影響を及ぼすだけでなく、例えば、里山と里地、河川と流域などにみられる環境と地域社会との関わりや、そうした関わり中で維持されている地域固有の景観などにも変化を与える要因ともなり得ます。

京都府では、公共事業の実施に際して、自然や環境に配慮したいわゆる多自然工法の採用や、「緑の公共事業」による府内産の間伐材の利用拡大などに取り組んできましたが、こうした取り組みを、更に充実させるとともに府の公共事業全体の中で体系的なものにしていくことが必要です。

また併せて、地域住民による事業への主体的な参画の促進や、分野が異なる各種の公共事業間の連携の強化などにも積極的に取り組んでいくことが求められています。

### 4 『環』の公共事業の基本的な考え方

この行動計画は、府の公共事業を、人と自然が共生する環境共生型の地域社会を築いていくための公共事業へと導いていく指針となるものであり、まず、府の公共事業全体をできるだけ環境に配慮したものにしていくこと、そして、公共事業を通じてそれぞれの地域にふさわしい環境を創造するとともに、地域における資源やエネルギーの循環を支える基盤を整えていくことを目指しています。

そのためには、次の4つの視点を踏まえることが基本になると考えられます。

**空間管理の視点**：環境面から流域などの地域を一体的にとらえた上で、公共事業がその地域全体の環境に与える影響を考える視点

**時間管理の視点**：事業の計画段階から完成後の維持管理に至る時間的なつながりを見通して公共事業が環境に与える影響を考える視点

**資源・環境管理の視点**：地域社会や地域文化との関わりの中から地域固有の環境の構造を把握し、公共事業が地域の資源と環境に与える影響を考える視点

**組織管理の視点**：組織の縦割を越えて事業間の連携を図る視点

このような基本的な視点のもとに、府は、関係部局が連携し、次に掲げる3つの方策に基づいて、人と自然が共生する環境共生型の地域社会を目指す『環』の公共事業に取り組んでいきます。

(1) 環境にやさしい公共事業を進めます(環境負荷低減型の公共事業)

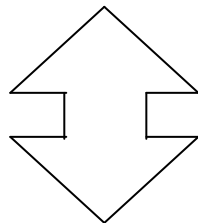
公共事業による水、大気、土壌、森林などへの影響をできるだけ低減します。  
また、野生動植物やその生息・生育環境を含む生態系への影響をできるだけ回避、最小化し、必要な場合は代替生息地の確保などの代償措置を講じます。  
そのため、公共事業の計画作成や工期の設定、工法の選択、材料の選定、完成後の維持管理など事業の各段階において環境への負荷を低減させるための配慮を徹底します。

(2) 環境をつくる公共事業を進めます(環境創造型の公共事業)

公共事業を行う場合には、事業の経済効率性や機能性だけにとらわれることなく、自然と地域社会が共生してくための環境を創造する視点や、失われた地域固有の自然を再生する視点を大切にします。  
公共事業を通じて、森林の保全や野生動植物の生息・生育環境の再生・復元を進めます。  
また、地域の自然や生活文化と一体となった美しい景観や府民に元気と安らぎを与える快適空間を創造します。

(3) 循環をささえる公共事業を進めます(循環型社会構築のための公共事業)

公共事業を通じて、水や空気など自然界の物質循環や社会経済における資源の循環、エネルギーの循環をささえる基盤づくり・仕組みづくりを行います。  
その一環として、新たな施設や建物を整備するだけでなく、既設の施設等を大事に長く活用する取組や、事業によって発生する廃棄物を再生資源として利用する取組(公共事業のゼロエミッション化)を行います。



道路、河川、砂防、治山、ほ場整備などをはじめ府の公共事業の各分野において、以上のような考え方のもとに事業に取り組むとともに、次のような「先導的プロジェクト」を推進します。

流域や風景地など環境面から一体性を有する地域を単位として、地域住民の参画を得ながら、「人と自然が共生する地域社会のあり方」を検討します。

その考え方を事業主体である府と地域が共有する中で、各種事業の連携により環境と地域とそこに住まう人々を結びつける「先導的プロジェクト」を展開します。

また、今後、これらの施策展開から得られた成果も踏まえつつ、各種の公共事業の〈構想〉から〈設計・施工〉を経て〈維持管理〉に至るそれぞれの段階において、『環』の公共事業としての評価の基準となる具体的な項目の設定、それに基づく点検、府民への情報提供などに基づく事業の実施手法を検討します。

図 1 - 9 『環』の公共事業の体系図

